

専門医更新に関する一部改訂について

会員 各位

専門医等更新に関する施行細則（単位付与）について、下記の通り一部変更となります。
専門医の更新手続きをする際は、ご注意くださいようお願い申し上げます。

変更前	変更後
<p>第7条 専門医更新単位が設定される発表誌は、次の各号のものとする。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 日本消化器病学会雑誌、 Journal of Gastroenterology、 Clinical Journal of Gastroenterology2. 第6条第11号記載の学会が発行する雑誌3. 消化器関連の外国医学雑誌4. 大学が発行する機関誌 <p>② 前項第2、3、4号は消化器病に関する内容のものとする。</p>	<p>第7条 専門医更新単位が設定される論文は、次の各号のものとする。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 日本消化器病学会雑誌の掲載論文2. Journal of Gastroenterology の掲載論文3. Clinical Journal of Gastroenterology の掲載論文4. 消化器関連の和文論文5. 消化器関連の英文論文 <p>4. 削除</p> <p>② 削除</p>